

大学院における社会人等の免許取得に資する新教育課程に関する 基本的な考え方及び具体的な論点（第1回 WG を踏まえ）

I 基本的な考え方

1. 社会人等が大学院における新教育課程（以下、単に「新教育課程」という。）を修了することで取得できる「標準的な免許状」は、専修免許状ではないのではないか（その際、例えば、普通免許状だけでなく特別免許状の活用なども考えられるのではないか）。
2. 1年間等の短期間の新教育課程によって、免許状と修士の学位両方の取得は困難であり、分けて考える必要があるのではないか。その上で、新教育課程で取得した単位を、将来、修士の学位及び普通免許状の取得に活用できるようにする必要があるのではないか。
3. 新教育課程については、従来の大学院の既存の科目を活用しつつ、設置するものとすればよいのではないか（例えば、プログラムとして設置する方法等が考えられるのではないか）。
4. 当該新教育課程を設置できる大学院は、多様な専門性を持つ教員を学校に受け入れる観点より、教職大学院、教育学研究科等、幅広く認めることとすればよいのではないか。
5. 時間的・金銭的制約がある社会人等が安心して学べ、免許状の取得が将来の採用につながりやすくなるよう、大学（大学院）と教育委員会が連携・協働する仕組みが必要ではないか。

II 具体的な論点

1. 当該教育課程の受講者をどのように考えるか。「多様な専門性をもつ社会人等」をどのように定義するのか。
2. 新教育課程（プログラム）をどのような設計とするのか。
 - (1) 入学者選抜において、学部段階の学びや社会人としての経験・専門性をどのように評価するのか。入学者選抜や採用選考はどうあるべきか。
 - (2) 当該教育課程において、どのタイミングで、どのような免許状を授与するべきか。
 - (3) 特別免許状を活用する場合には、普通免許状への上進をどのように行うか。修士号をどのようにして取得するか。
 - (4) 当該教育課程において、どのような科目・内容を学修すべきか。教育実習等をどのようにすべきか。
 - (5) 当該教育課程の入学者選抜や採用選考、プログラムの内容、採用後の研修までの流れにおいて、大学（大学院）と教育委員会はどのように連携・協働すべきか。